

令和 3 年度
第 2 回
区 長 会 資 料
(資料編)

- 令和 4 年度新役員名簿の提出について・・・P 1～P 3
- 令和 4 年度事業計画書について・・・P 4
- 緊急時の連絡体制について・・・P 5～P 6
- マイナンバーカードの申請について・・・P 7
- コンビニ交付のご案内について・・・P 8
- マイナンバーカードの健康保険証利用について・・・P 9～10
- 可燃物処理施設「リンピアいなば」について・・・P 11
- 小型充電式電池とボタン電池の収集について・・・P 12
- ごみステーション等整備事業補助金について・・・P 13
- 民生委員・児童委員の概要・・・P 14
- 除雪作業の協力について・・・P 15
- 健康ポイントラリーについて・・・P 16～17
- 集落向け補助制度一覧表・・・P 18～26

令和3年11月22日

区長（自治会長）各位

八頭町長 吉田 英人
(公印省略)

令和4年度新役員名簿の提出について（お願い）

初冬の候、貴職におかれましては、ますますご健勝でご活躍のことと存じます。この一年間、町政推進のため、多大なるご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、新年を迎えますと、貴集落内の役員さんも改選されることと思いますが、新区長さんにつきましては、文書発送の都合もありますので、とり急ぎ電話等で連絡をいただきますようお願いいたします。

また、他の役員さんにつきましては、決まり次第、別紙役員報告書に記入のうえ提出していただきますよう併せてお願いいたします。

本年も残すところ、わずかとなりましたが、今後ともご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

総務課 電話 76-0201 FAX 73-0147
船岡住民課 電話 72-0044 FAX 73-0290
八東住民課 電話 84-1222 FAX 84-2818

令和 年 月 日

八頭町長様

配布枚数	枚	集落内の班数	集落名
各集落公民館等への保存分は含めないでください。		班	区長 (自治会長)

令和 4 年度 新役員報告書

役員名	氏名	性別		任期(就任年月日)	該当地域
		男性	女性		
区長・自治会長 (どちらかに○をしてください。)				令和 年 月 日 から	全町
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				
公民館長				令和 年 月 日 から	船岡 八東
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				
農事実行組合長				令和 年 月 日 から	全町
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				
婦人会長(世話役)				令和 年 月 日 から	全町
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				
体育委員				令和 年 月 日 から	全町
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				
健康づくり推進委員				令和 年 月 日 から	全町
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				
自警団長				令和 年 月 日 から	全町
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				
老人クラブ会長				令和 年 月 日 から	全町
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				
人権教育部落推進員 (同和教育部落推進員)				令和 年 月 日 から	郡家 船岡
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				
環境美化推進員				令和 年 月 日 から	全町
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				
交通安全推進員 (交通安全協会)				令和 年 月 日 から	八東
	住所			令和 年 月 日 まで	
	電話				

★男女共同参画に関する女性登用率の調査のため、次の役職について性別の記載(○印)をお願いします。

役員名	氏名	性別	
		男性	女性
副区長			
会計			

FAX

総務課:73-0147

船岡住民課:73-0290 八東住民課:84-2818

※ 役員が複数名になる場合は裏面の追加欄に記入してください。

※ 標記役職業務及び町行政業務以外には使用いたしません。

※ 役員の報告は名簿の提出をお願いします。(開庁時間外に各庁舎へ持参される場合は、宿日直へ預けてください。)

(新役員報告書追加欄)

役 員 名	氏 名	性 別		任 期 (就 任 年 月 日)	
		男性	女性		
				令和 年 月 日 から	
	住所			令和 年 月 日 まで	
	住所			令和 年 月 日 から	
	電話			令和 年 月 日 まで	
	住所			令和 年 月 日 から	
	電話			令和 年 月 日 まで	
	住所			令和 年 月 日 から	
	電話			令和 年 月 日 まで	
	住所			令和 年 月 日 から	
	電話			令和 年 月 日 まで	
	住所			令和 年 月 日 から	
	電話			令和 年 月 日 まで	
	住所			令和 年 月 日 から	
	電話			令和 年 月 日 まで	
	住所			令和 年 月 日 から	
	電話			令和 年 月 日 まで	
	住所			令和 年 月 日 から	
	電話			令和 年 月 日 まで	
	住所			令和 年 月 日 から	
	電話			令和 年 月 日 まで	

令和 年 月 日

令和4年度事業計画書（総務課関係）

集 落 名 ()
区長（自治会長）名 ()

区 分	施 設 名	計 画 内 容
① 集会所改修等	<例>集会所、広場、遊具、倉庫等3	<例>必要な理由(新築、改修等)、建築面積〇〇㎡、敷地面積〇〇㎡、概算事業費〇〇万円等
② 消防施設整備補助	<記載例>ホース〇本	<記載例>〇〇円×〇本 概算事業費〇万円 等
③ 防犯灯設置補助	<例>新設、修繕〇カ所	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円等
④ カーブミラー	<例>新設、修繕〇カ所	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円等

※ 来年度の予定をご記入ください。

※ この事業計画書は、来年度の予算確保に向けた資料となります。来年度の予定をご記入ください。

※ この事業計画書を提出していただいた集落には、4月に「補助申請の案内文書」をお送りします。折返し、事業実施前に申請書の提出をお願いします。

※ 事業実施の際には事前に担当課へ相談願います。

※ 計画書は、令和4年1月14日(金)までに総務課・船岡住民課・八東住民課へ提出願います。詳しくは、総務課（76-0201）へお問い合わせ願います。

令和3年11月22日

区長（自治会長） 各位

八頭町長 吉田 英人
（ 公 印 省 略 ）

緊急時の連絡体制について（依頼）

初冬の候、皆様には益々ご清栄のことと存じます。

日頃から、集落における防災・減災体制、また自主防災組織の運営にご尽力をいただきありがとうございます。

さて、本町では、災害の発生するおそれがある場合等、区長（自治会長）さんと連絡を密にし、避難所の開設、住民の避難などの対応を図りたいと考えています。

つきましては、新年度の集落体制が決まり次第、お手数ですが緊急時の町との連絡体制として、別紙1により下記提出先に提出していただきますようお願いします。

提出先 総務課防災室、船岡住民課、八東住民課
又は FAX 0858-73-0147 へお願いします。

担当者：総務課防災室 遠藤
電話 76-0203

【別紙1】

総務課防災室あて

(FAX: 0858-73-0147)

提出日 令和 年 月 日

集 落 名

区長(自治会長) 名

八頭町と集落との連絡体制(網)について

災害等の緊急時において、区長様が不在の時は、優先順位に基づき連絡させていただきます。

連絡者の優先 順位・役職名	氏 名	連絡先	備考
1. 区 長 (自治会長)		① (携帯)	
		② (自宅)	
2.		① (携帯)	
		② (自宅)	
3.		① (携帯)	
		② (自宅)	

※ 連絡先は、①携帯電話、②自宅電話でお願いします。

※ 提出して頂いた情報は、目的以外には使用しません。

※ 新体制が決まり次第、ご提出をお願いします。

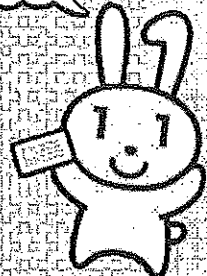
通知カード

通知カード
個人番号 1234 5678 9012
氏名 マイナ
住所 〇〇県〇〇市△△町△△丁目〇番地△△号
生年月日 平成元年3月31日生 性別 女
役所 〇〇市役所

マイナンバーカード

氏名 マイナ
住所 〇〇市△△町△△丁目〇番地△△号
生年月日 平成元年3月31日生 性別 女
顔写真 〇〇市役所
個人番号 1234 5678 9012

こっちが
マイナンバー
カード!



通知カードは、マイナンバーをお知らせするカードです。
マイナンバーカードを取得するまでの間、
大切に保管してください。

マイナンバーカードは、
顔写真付き!

顔写真付きのマイナンバーカードは
パソコンやスマホから無料で申請できます!



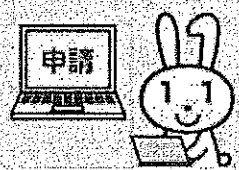
顔写真付きのカードです。
身分証明書になります!

個人番号カード交付申請書を
ご用意ください。

※申請書の再交付は役場でできます。

氏名 マイナ
住所 〇〇市△△町△△丁目〇番地△△号
生年月日 平成元年3月31日生 性別 女
顔写真 〇〇市役所
個人番号 1234 5678 9012

パソコンで



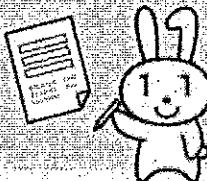
カメラで撮った顔写真をパソコンに保存します。マイナンバーカード総合サイト(WEBSITE)にアクセスし、必要事項を入力して送信します。

スマホで



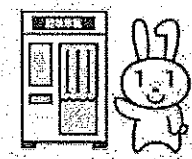
スマートフォンのカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードを読み込み、必要事項を入力して送信します。

窓口で



個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付け、送付用封筒に入れて郵送します。

自動交付機で



個人番号カード交付申請書を写真機で読み込みし、画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を送信します。

役場本庁舎・船岡庁舎・八東庁舎で、無料の顔写真撮影と個人番号カードの交付申請を行うことができます。(印鑑・本人確認書類等が必要です)

マイナンバーカードがあれば

え!? コンビニで 住民票が取れる!?

マイナンバーカードを使って
「住民票の写し」や「各種証明書」を
全国のコンビニ等で取得できます。

いつでも! どこでも! 簡単に!

利用できる店舗

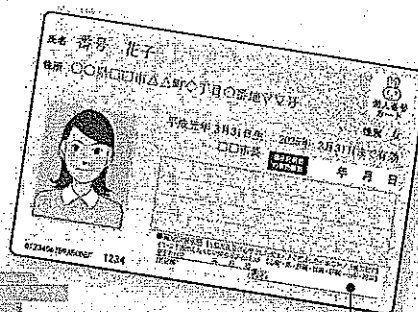
◇ ローソン、ファミリーマート、
セブンイレブンなど

※マルチコピー機が設置されている店舗に限りです。▶

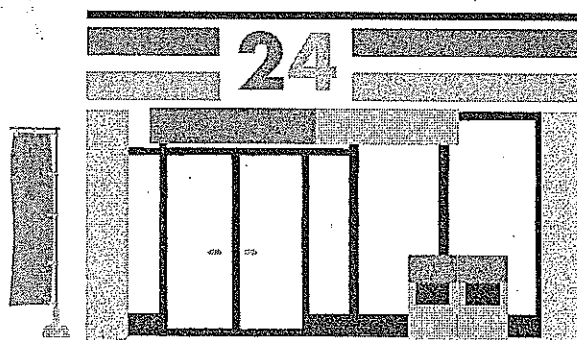
利用時間

◇ 午前6時30分から午後11時まで

(12月29日から1月3日とメンテナンス日はご利用いただけません)



※ご利用には4桁の暗証番号が必要です。
※利用者証明用電子証明書が搭載されていないとご利用できません。



コンビニで
各種証明書が
取得できるから
便利です!

証明書取得後のデータは一切残りませんので、ご安心ください。

◇ 交付手数料は窓口申請時より50円安くなります。

取得できる証明書	取得できる範囲	手数料
住民票の写し	本人及び同一世帯のみ	250円
印鑑登録証明書	八頭町で印鑑登録されている本人のみ	250円
所得課税証明書	本人のみ(最新のものに限り)	250円

※一通の価格です

コンビニ交付に関するお問い合わせ先 八頭町役場 町民課 TEL:0858-76-0211

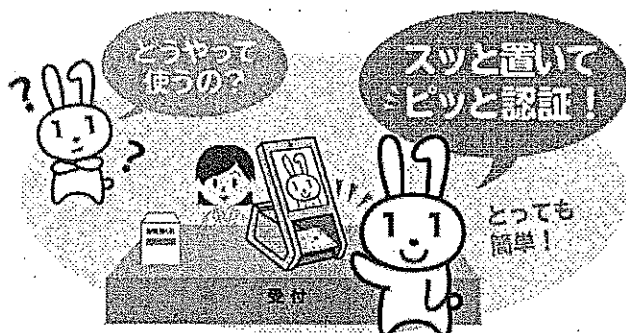
利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※2021年10月までに交付開始が予定されています。それまでは健康保険証の持ち合わせが必要です。
※健康保険・国民健康保険に加入している方が対象です。
※利用できる医療機関・薬局については、マイナンバーカードが利用可能な医療機関・薬局を必ずご確認ください。

内閣府 総務省 厚生労働省

令和3年6月改訂



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータルAP」のインストール



- STEP1 ● 「マイナポータルAP」を起動する。
- STEP2 ● 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。
- STEP3 ● 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。
- STEP4 ● マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!

医療機関・薬局(※)の
顔認証付きカードリーダー
でも申込できるよ

●セブン銀行ATMでも申込できる!

※待ち時間開始のため、
マイナポータルや
セブン銀行ATMでの事前の
申込をおすすめします。



ここをタップ(押す)!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

7-11でも受けてね!

どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



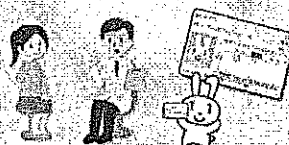
マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

今後のスケジュールは？

現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、2021年10月までに、特定健診情報の閲覧が順次可能に

2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報の閲覧が可能に

2021年11月（予定）から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナポータル
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分

新しい可燃物処理施設「リンピアいなば」について

既に「広報やず」等でお知らせしてまいりましたとおり、現在、鳥取市河原町山手に建設中の可燃物処理施設が令和4年4月1日から可燃ごみの全量受け入れを開始し、令和4年8月1日から本稼働します。

この施設は、鳥取県東部1市4町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）の家庭や事業所の可燃ごみを処理し、施設への可燃ごみの直接搬入が可能になります。

つきましては、搬入方法等について、次のとおりお知らせします。なお、今後の最新の情報は随時、町報等で周知していきますので、よろしくお願いします。

1 直接搬入できる方

八頭町内に在住の方（事業所含む）

2 搬入日・搬入時間

曜日など	時 間
月曜日～金曜日、祝日※	午前8時30分～午後4時30分（昼も搬入可）
土曜日	午前8時30分～正午
日曜日及び1/1～1/3	搬入できません

※祝日が土曜日の場合の搬入時間は、午前8時30分から正午までになります。

また、祝日が日曜日の場合は搬入できません。

3 処理手数料

120円（搬入物の重量10キログラムあたり）

4 搬入できるもの

（可燃ごみ）

生ごみ、衣類、かばん、靴、草、剪定枝など

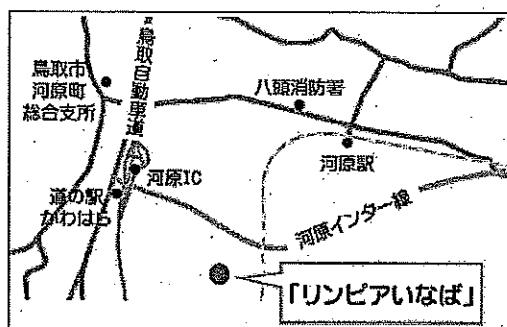
（可燃大型ごみ）

家具類、畳、布団など

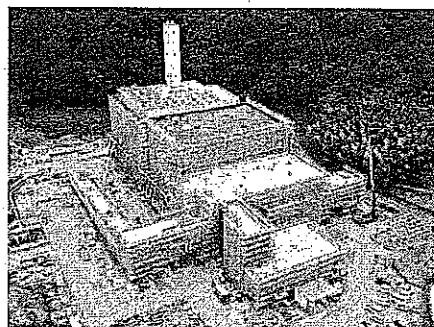
5 主な搬入にあたっての注意事項

- ・金具等は取り外して施設に持ち込んでください。分別が不十分な場合は、持ち込みをお断りする場合があります。
- ・木製家具、丸太、角材などの搬入可能サイズを超過するものは、持ち込みをお断りする場合があります。
- ・八頭町指定のごみ袋（有料）に入れる必要はありません。
- ・車両等からのごみの積み降ろしは、搬入者ご自身が行ってください。

【施設の場所】



【建設中の様子（令和3年10月現在）】



小型充電式電池とボタン電池の収集について

令和4年4月から小型充電式電池（リチウムイオン電池等）とボタン電池の収集を開始します。

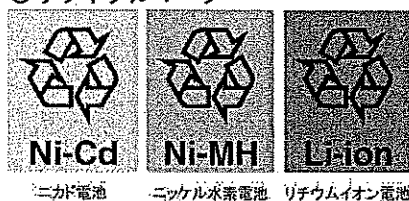
近年、リチウム電池等が入ったままの小型家電などが原因でごみ収集運搬車や不燃物処理施設での発火事故が多発しています。

分別や出し方は、次のとおりですので、ご理解とご協力をお願いします。

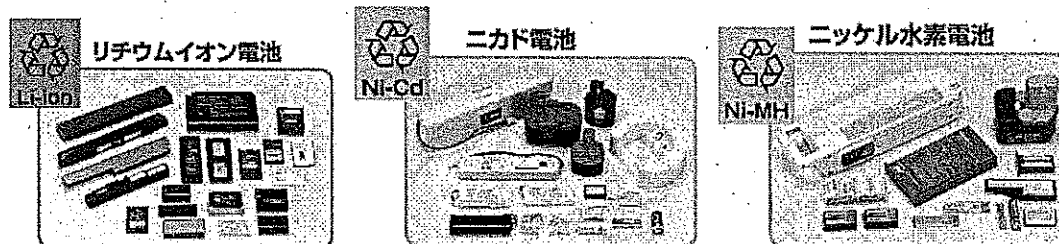
【小型充電式電池とは？】

小型充電式電池には、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、などの種類があり、下図のようなリサイクルマークが付いている電池です。

○リサイクルマーク



【主な小型充電式電池】



【収集する電池】

- ・ 小型充電式電池（上図の機器からの取り外しが可能な電池）
- ・ モバイルバッテリー（スマートフォンの外部バッテリー等）
（※本体は収集対象外です）
- ・ ボタン型電池

【収集日】 現在の乾電池類の収集日（3回／年）

【注意事項】

- ・ 電池の金属端子部分にはセロテープ等を貼り、絶縁してください。
また、従来の乾電池にも両極にテープを貼って出してください。
- ・ 出す際は、透明または半透明な袋に入れ、雨に濡れないように袋の口をしっかり縛ってください。
- ・ 小型充電式電池やボタン電池が使われている家電製品を処分されるときは、必ず電池を取り外して出してください。

【その他】

小型充電式電池とボタン電池の回収は、次の場所でも随時、回収しています。

- ・ 一般社団法人JBR Cの回収協力店（家電量販店、ホームセンターなど）
- ・ 役場各庁舎

八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金について

各集落ごみステーション施設の設置等の整備について、次のとおり支援しています。
ご希望等があれば、事前に町民課までにご相談ください。

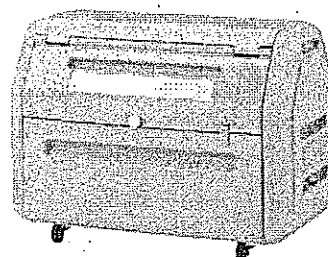
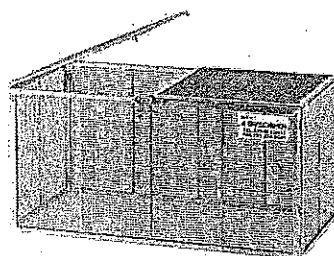
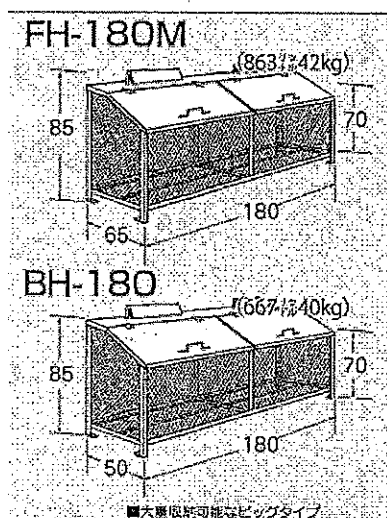
(※令和4年度末(令和5年3月末)までの制度です)

形状		具体例	補助率	補助限度額
据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	補助対象経費の 1/2 以内 (1 個あたり)	5 万円
構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、 物置等	補助対象経費の 8/10 以内 (1 個あたり)	100 万円
	一部 開放型	囲い(コンクリート製、ブ ロック製、木製等)		

※補助金の額は、1,000 円未満切り捨てです。

形状	補助対象経費(消費税込)
据置式	購入費、修繕費 ※送料は、補助対象外
構築式	工事費、修繕費、用地購入費

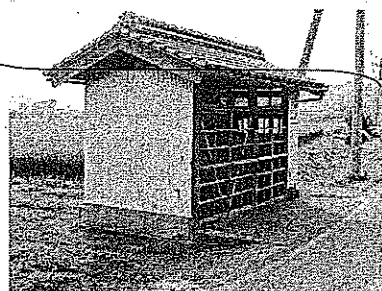
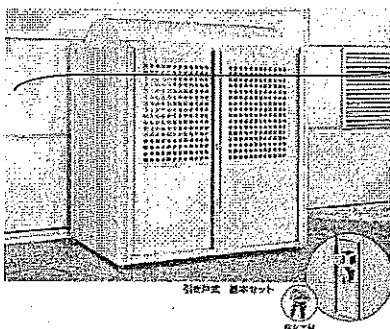
【据置式】



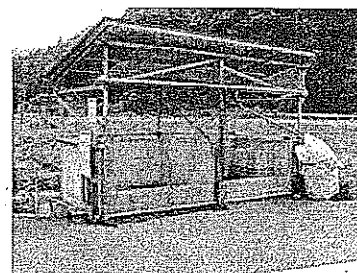
高さ
コンスター: 884mm
アンカー: 604mm

【構築式】

○物置型



○一部開放型



民生委員・児童委員の概要

<選任基準>

- ・社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に通じ、積極的な活動のできる者
- ・原則として75歳未満（選任時）

<民生委員・児童委員とは>

○地域の身近な相談相手、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

民生児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域(集落)において、生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」です。

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されます。児童福祉法による児童委員を兼ねています。地域福祉を担うボランティアとして、非常勤の地方公務員としても位置付けられ、守秘義務を課されています。児童に関することを専門に担当する主任児童委員も配置されています。八頭町の配置定数は民生児童委員65名、主任児童委員3名です。

地域の中での具体的な活動事例

- ・ひとり暮らし高齢者の見守り安否確認。定期的に訪問し、困っていることがないか伺う。
- ・高齢者、障がい者など、支援を必要とする方について、行政に情報提供し、支援につなげる。
- ・生活困窮世帯に対して、生活保護や生活福祉資金の借り入れなど制度の利用につなげる。
- ・旧小学校区単位で組織されるまちづくり委員会の活動へ参画し、対象者の情報を共有する。
- ・小中学生の通学時間にあわせて、見守りを兼ねたあいさつ運動に参加する。 など

<民生児童委員協議会(民児協)としての活動>

- ・民生児童委員は八頭町民生児童委員協議会（民児協）に所属しますが、主な活動は郡家・船岡・八東地域それぞれに組織された支部を中心に活動します。
- ・町事業(要支援者の把握、証明事務やあて職)や町社会福祉協議会事業への協力、視察研修など
- ・毎月1回 定例会へ出席。定例会の内容は各種研修と情報交換など。
- ・県民生児童委員協議会やその他の機関が主催する研修会への参加し、知識の習得に努めます。

<活動手当>

民生委員には、報酬は支給されませんが、活動に対する実費弁償（交通費等）として、県から年間60,200円（令和3年度見込）、町から年間34,200円の活動手当が支給されます。

<任期>

3年（現在：令和元年12月1日～令和4年11月30日まで）



令和3年11月22日

各 区 長 様

八 頭 町 建 設 課 長

除雪作業のご協力について（お願い）

初冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、今年も降雪期を迎え、本町としましても主要幹線やスクールバス路線を中心に計画を策定し、体制を組み、除雪作業に備えているところです。

つきましては、下記の点について集落内に周知していただき、円滑な除雪作業にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 生活道路の除雪は、地区住民の皆様のご理解ご協力をお願いします。

*順次各路線の除雪を行いますが、降雪量により除雪が遅れることがあります。また路線の支障樹木の取除きや有害鳥獣の電柵及びメッシュの移動等、皆様のご協力をお願いします。

2 路上駐車や放置車両の取扱いについてご協力をお願いします。

*作業中の除雪車には、危険ですので近づかないでください。また、路上駐車や路上放置車は、除雪作業の障害となりますので、絶対にしないようご協力をお願いします。

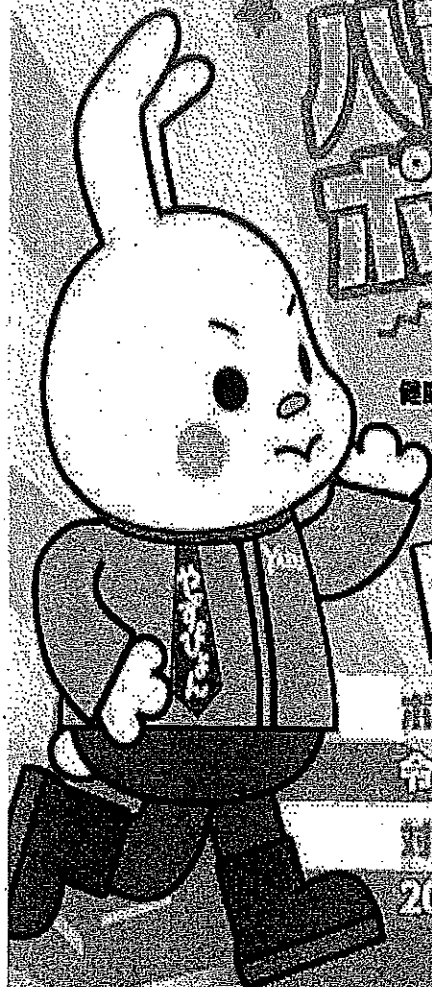
除雪の支障となる場合、除雪できないこともありますので、ご承知願います。

3 機械除雪についてご理解をお願いします。

*「家の前を苦労して雪かきしたのに、除雪車が雪を積み上げていく」等の苦情が寄せられます。家屋が密集している道路ではやむを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

除雪に関する問合せ
八頭町役場建設課
除雪係（TEL 76-0206）

八頭町健康ポイントラリー



八頭町健康ポイントラリーとは、健康づくりへの関心を高め、実践していただくきっかけづくりとして実施し、生涯を通じた健康づくりの支援と健康寿命の延伸につながることを目的としています。

ポイントをためて賞品をゲットしよう!

ポイント付与対象期間

令和3年6月1日(火)～令和4年2月28日(月)

対象者

20歳以上の八頭町にお住まいの方

参加方法

1
ためる

対象事業に参加し
ポイントをためよう。

2
応募する

5ポイントたまったら
郡家保健センターへ提出!
先着200名には
お土産プレゼント!
(20ポイントポイント)
(要申請)

3

Wチャンス!!

参加者の中から
抽選で10名に豪華賞品が
当たるチャンス!!

各種検(健)診 健康教室 体操教室 自主活動

各自主活動の記録カードは

各庁舎窓口、八頭保健センター、船岡保健センター、郡家保健センターに設置してあり、マイページでも確認
詳しくは裏面の八頭町健康ポイントラリー応募用紙をご覧ください。

応募先
お問い合わせ先

八頭町役場 保健課(郡家保健センター)保健係
〒680-0463 八頭町富谷254番地1 TEL 0858-72-3566

令和3年度

応募締め切り：令和4年3月1日必着

八頭町健康ポイントラリー応募用紙

5ポイント（20・30代は2ポイント）で応募可能。

ただし、5ポイントの場合は①・②の枠内でそれぞれ1ポイント以上が必須です。

【ポイント貼り付け欄】※シール1枚につき1ポイントです。

①各種健（検）診					
特定健診 後期高齢者健診 一般健康診断	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	子宮がん検診	乳がん検診
前立腺がん検診	肝炎ウイルス検査	骨粗しょう症検査	歯周病検診 歯科健診	○集団検診で健（検）診を受けられる方は、問診時にシールをお渡しします。 ○集団検診以外で健（検）診を受診された方は、保健課窓口で結果の控え等の検診を受けたことが分かる書類を提示していただくとシールをお渡しします。	
②体操教室・健康教室・自主活動等					
さわやか体操教室	水中運動教室	ゆるやか体操教室	男の筋肉革命教室	まちづくり委員会での 百歳体操	○こちらの教室は、1つの教室に3回参加いただくとシールをお渡しします。
健康講座	出前健康講座	きらめき教室	○こちらの講座や教室は、それぞれ初回参加時にシールをお渡しします。		
血圧測定	口腔ケア	スポーツ運動	ウォーキング	○各記録カードは、保健課窓口で提出いただくとシールをお渡しします。	

※お1人につき、1回の応募です。

必要事項			当てはまるものすべてに○をつけてください。
ふりがな お名前			() 健診や教室参加のきっかけになった
生年月日	T/S/H	年 月 日 (歳)	() 体重が減った
ご住所	八頭町		() 血圧が下がった
電話番号			() ストレスが減った
			() 歯科用補助清掃器具を使うようになった
			() 運動を始めるきっかけになった
			() 生きがいを感じるようになった

応募は必要事項をご記入の上、保健課へ提出してください。先着で200名の方に参加賞を差し上げます。さらに、抽選で10名の方には、豪華賞品が当たります！ぜひご参加ください。

【お問合せ先・応募先】

〒680-0463

八頭町宮谷254番地1 八頭町役場保健課

電話：0858-72-3566

集落向け補助制度一覧表

- ①八頭町集落公民館等整備事業補助金
- ②八頭町集落公民館等解体事業補助金
- ③八頭町防犯灯設置補助金
- ④八頭町消防施設整備事業補助金
- ⑤八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
- ⑥八頭町農業用施設整備費補助金
- ⑦八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
- ⑧-1.2.3 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金
- ⑨八頭町土木事業原材料支給
- ⑩八頭町資源ごみ回収報奨金
- ⑪除雪機購入補助
- ⑫八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
- ⑬八頭町カーブミラー設置等補助金

☆基本的に翌年度の当初予算になりますので、4月以降の事業実施となります。
また、原則として年度中途での申請には対応できませんのでご了承願います。
※ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

①

補助金名	八頭町集落公民館等整備事業補助金							
補助事業概要	集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設（広場、遊具、倉庫等含む）を改修する経費に対し費用を補助するもの。							
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)							
	補助対象事業	補助対象事業費限度額	補助率					
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の新築又は取得(改修費含む)	60世帯以上の集落	2,400万円	10分の2.5	10分の3.5	10分の4	10分の5	
		30世帯以上59世帯以下の集落	2,200万円					
		29世帯以下の集落	2,000万円					
	事業費が10万円以上の洋式トイレへの改修	300万円	10分の4	10分の4	10分の5	10分の5		
	R2・3年度について10分の8とする							
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の改築	60世帯以上の集落	2,400万円	10分の2	10分の2.5	10分の3	10分の4	
		30世帯以上59世帯以下の集落	2,200万円					
		29世帯以下の集落	2,000万円					
	建築面積が5平方メートル以上の集落公民館等の増築又は一部改築	300万円						
	事業費が10万円以上の集落公民館等の改修	300万円						
	事業費が10万円以上の集落公民館等の改修のうちエアコンの新設又は改修	300万円	R2・3年度について10分の8とする					
	事業費が120万円以上の集落公民館等の増築及び改修又は一部改築及び改修	600万円	10分の2	10分の2.5	10分の3	10分の4		
	事業費が10万円以上の集落公民館等のバリアフリー化のための改修	300万円						
	敷地面積が100平方メートル以上の広場等の新設又は増設	250万円						
	事業費が10万円以上の広場等の改修	250万円						
	事業費が10万円以上の遊具等の新設、更新又は修繕	75万円						
	事業費が10万円以上の倉庫等の新設又は更新	250万円						
	事業費が10万円以上の倉庫等の修繕	75万円						
	事業費が10万円以上の有線放送設備の改修	400万円						
	事業費が10万円以上の無線放送設備の新設又は改修	400万円						
	事業費が50万円以上の公共下水道又は農業集落排水への接続	150万円						
	事業費が2万円以上の集落名称等の表示看板の新設、更新又は修繕	10万円	10分の5					
	摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。						

担当課：総務課（76-0201）

②

補助金名	八頭町集落公民館等解体事業補助金			
補助事業概要	集落公民館等の解体、撤去並びに整地を行う経費に対し費用を補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)			
	補助対象事業費	補助率	補助対象事業費限度額	
	集落公民館等の解体、 撤去並びに整地に要す る経費	60世帯以上の集落	2.5/10	200万円
		31世帯以上59世帯以下の集落	3/10	
		21世帯以上30世帯以下の集落	3.5/10	
		11世帯以上20世帯以下の集落	4/10	
		10世帯以下の集落	5/10	
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要です。総務課管財係へ事前に協議をお願いします。 ※八頭町集落公民館等整備事業補助金との併用はできません。			

担当課：総務課（76-0201）

③

補助金名	八頭町防犯灯設置補助金		
補助事業概要	集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。		
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て)以内で予算の範囲内の額。		
	○ 新設の場合		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	蛍光管	1/2	10,000円/基
	LED	1/2	20,000円/基
	○ 蛍光管からLED灯への取替		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	LED	-	10,000円/基 器具(本体・LED管等)一式交換の場合
	○ 移設の場合		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	蛍光管・LED	1/2	10,000円/基
	LED	1/2	20,000円/基 蛍光管からLED灯に器具を更新する場合
	○ 修繕の場合		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	蛍光管・LED	1/2	5,000円/基 器具本体が対象(玉替えは補助対象外)
	○ 防犯灯柱		
	区分	種類	補助金額上限 備考
	新設・修繕	-	30,000円/基
	移設	-	10,000円/基 既設のポール等を使用
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書・見積書・設置場所の位置図等が必要です。総務課防災室に協議をお願いします。		

担当課：総務課防災室（76-0203）

④

補助金名	八頭町消防施設整備事業補助金				
補助事業概要	消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。				
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数切捨て） 以内で予算の範囲内の額。				
	区分	施設名	補助率	備 考	
	新設	小型ポンプ一式	4/5以内、但し、集落の1戸当り (生活保護家庭除く)の負担上限 額を5千円とし、集落負担上限額 を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額250万円	
		防火水槽	4/5以内		
		消火栓	2/3以内、但し、集落の1戸当り (生活保護家庭除く)の負担上限 額を5千円とし、集落負担上限額 を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円	
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額250万円 (基準額10万円以上)	
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円	
		サイレン			
	修繕	小型ポンプ(軽可搬)	1/2以内	補助対象事業費限度額30万円 (基準額2万円以上)	
		消火栓(移転含む)	2/3以内、但し、集落の1戸当り (生活保護家庭除く)の負担上限 額を5千円とし、集落負担上限額 を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円	
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額75万円 (基準額10万円以上)	
		防火水槽	9/10以内	補助対象事業費限度額100万円	
		ホース乾燥設備	1/2以内	補助対象事業費限度額40万円 (基準額2万円以上)	
		サイレン			
		発電機		(基準額2万円以上)	
	購入	ホース、管鎗、吸管	1/2以内		
		ホース格納箱、水利表示			
		異形媒体、スタンドパイプ			
		簡易水槽		組み立て式で持ち運びが容易なもの	
		発電機		補助対象事業費限度額15万円	
		長机、パイプイス		集落災害対策本部設置用	
		ホワイトボード			
		車椅子、担架、リヤカー		避難用	
		チェンソー			
		ヘルメット、略帽・帽子			
		法被・活動服		補助対象事業費限度額2万円 (1着当たり)	
		AED・交換用パッド等		31世帯以上 10分の5 21世帯～30世帯 10分の5.5 11世帯～20世帯 10分の6 10世帯以下 10分の7	
摘 要 (申請手続等)					
事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課防災室 に協議をお願いします。 (修繕の場合は修繕箇所の写真をお願いします。)					

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑤

補助金名	八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
補助事業概要	防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土を支給する。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間10,000円以内の額。 (1箇所あたり概ね2tダンプ1台)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、総務課防災室に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑥

補助金名	八頭町農業用施設等整備費補助金
補助事業概要	農道・農業用排水路等の改修、補修、維持管理に係る経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	対象経費の1/2以内（ただし、1団体当たり上限20万円）
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦

補助金名	八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
補助事業概要	農道、林道、農業用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。 ※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1団体当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-1

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業)
補助事業概要	イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、2戸以上の農業者等で構成する任意の組織等に対し、電気柵やワイヤーメッシュ柵、防鳥テグス等の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの被害防止の強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	1 概ね1ha以上の受益面積に設置する場合は購入経費の5/6以内 2 上記1に該当しない場合は購入経費の2/3 ※国事業又は、県事業の要件に該当しない場合は、上記1の場合は購入経費の1/2以内。 上記2の場合は購入経費の1/3以内。 ※国事業の要件に該当する場合は、負担額なし。ただし、集落側の直営施工が条件。
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-2

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (鳥獣追払い用具購入事業)
補助事業概要	ニホンザル等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追払い活動を実施する団体等に対し、電動モデルガン等の追払い用具の購入経費を補助するとともに、構成員の動物駆逐用煙火保安教育講習の受講経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	・花火、爆竹、電動ガン等の購入経費の2/3 ・動物駆逐用煙火保安教育講習受講経費 新規者 10/10 更新者 2/3
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-3

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (集落づくり推進支援対策事業)
補助事業概要	地域住民が協力して、鳥獣被害対策に積極的に取り組む意向を持つ集落等に対して、支援を行い地域ぐるみでの被害対策の普及・促進を図る。
補助金の額 (限度額等)	研修会等の開催経費、餌づけ要因の除去作業及び侵入防止柵の見回り等の経費 1団体当たり上限30万円(1回のみ)
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑨

補助金名	八頭町土木事業原材料支給
補助事業概要	町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。 ※私道及び利用者を制限している法定外公共物等は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、建設課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：建設課（７６－０２０６）

⑩

補助金名	八頭町資源ごみ回収報奨金
補助事業概要	自治会、子供会、ＰＴＡ、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。
補助金の額 (限度額等)	古紙類 1kgあたり 6円 金属類 1kgあたり 4円 ビン類 1本あたり 4円
摘 要 (申請手続等)	報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。 資源ごみ回収後、回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。 (申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。)

担当課：町民課（７６－０２０５）

⑪

補助金名	除雪機購入補助
補助事業概要	集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の購入、貸与の支援。 負担額は事業費のおおむね5分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会で行う。 ※2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限とし1/2の補助を行います。
補助金の額 (限度額等)	20PS相当除雪機(除雪幅1.1m程度) 参考価格 1,705千円(地元負担額 341,000円) 11PS相当除雪機(除雪幅0.8m程度) 参考価格 572千円(地元負担額 114,400円)
摘 要 (申請手続等)	補助を受けようとする集落は、建設課に相談してください。 ※12月納品のためには、遅くとも4月中の決定が必要です。

担当課：建設課（76-0206）

⑫

補助金名	八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
補助事業概要	支え愛マップ(災害時の避難支援及び平常時の見守りを目的として、要支援者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図)づくりをとおり、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや、平常時の見守り体制づくり等の住民組織等による取組を支援することにより、要支援者が身近な地域で安全安心に暮らすための地域住民及び要支援者自らが主体となったみんなで支え合う体制の充実を図る。
補助金の額 (限度額等)	①災害時要支援者対策促進事業:1集落当たり上限5万円以内(10集落) ②災害時要支援者対策ステップアップ事業:1集落当たり上限10万円以内(3集落)、 但し、上記①事業実施集落が翌年度から対象集落となります。 負担割合(町1/2、社協1/2)
摘 要 (申請手続等)	申し込み先:八頭町社会福祉協議会(6月末まで) 補助対象経費: 報償費(講師謝金など)、旅費(講師旅費) 需用費(支え愛マップ作製のための消耗品、印刷製本費など) ※住民の方々の飲食経費は対象外 役務費(避難訓練のための傷害保険など) 使用料及び賃借料(研修会、講習会の会場借上など) 備品購入費(要支援者の避難に必要な簡易ストレッチャー、車椅子などの資機材)

※上記①事業実施済は、麻生、市場、落岩、福本、西御門、見槻中、西谷、福井、橋本、皆原、新興寺、日田、小別府、茂田、東市場、篠波、郡家中区、郡家西区、新庄、北山、志谷、宮谷、才代二、若葉、才代一、郡家東区、下日下部の27集落です。

※上記②事業実施済は、「北山」、「福本」の2集落です。

担当課：福祉課（72-3586）

⑬

補助金名	八頭町カーブミラー設置等補助金			
補助事業概要	カーブミラーの新設、修繕費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	区 分	補助率	補助金額(上限)	備 考
	新設・修繕	1/2	110,000円/基	
摘 要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書等工事の内訳がわかるもの、設置場所の地図を添付し、総務課防災室に提出してください。			

担当課：総務課防災室（76-0203）